

契約の保証に関する取扱要領

目 次

1	当初契約締結時の取扱い	2
2	工事完成時の取扱い	9
3	請負代金増額変更時の取扱い	13
4	請負代金減額変更時の取扱い	20
5	工期延長時の取扱い	25
6	工期短縮時の取扱い	28
7	履行遅滞時の取扱い	31
8	債務不履行時の取扱い	32
9	契約保証金の出納処理について	33
10	契約の保証に関する様式集	36

平成9年4月初版

令和7年4月改正

契 約 課

1 当初契約締結時の取扱い

(1) 契約保証金の納付を免除できる場合

次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- ①設計金額が、1,000万円未満の場合。ただし、過去2年間公共工事の受注実績のない建設業者と契約する場合は、除く。（財務規則第112条第3号 参照）
- ②業務委託の場合

(2) 保証の内容

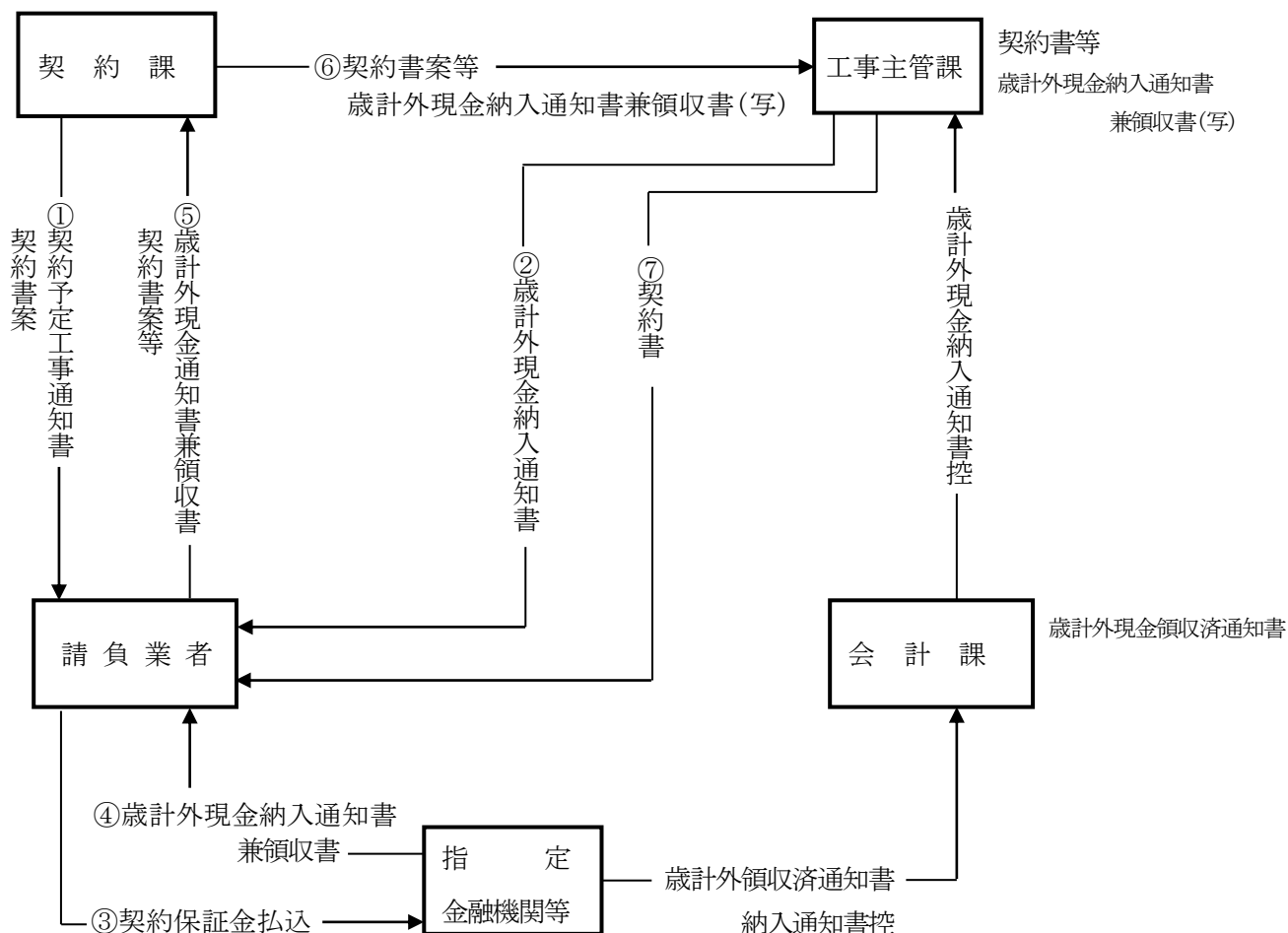
原則として、金銭的保証とし、役務的保証を求める場合は、起工伺の時点で契約課に事前協議するとともに、指名審査会の審査を受けること。

(3) 注意事項

- ①1000万円以上の工事で、随意契約をする場合は、契約課での事務も合わせて工事主管課で処理すること。
- ②請負業者が共同企業体である場合にも契約の保証を求める。
- ③200万円以下の工事で、随意契約をする場合は、契約保証金の納付は免除する。
- ④入札（見積合せ）において、落札業者が決定したときは、契約の保証の種類を確認するように努め、契約保証金（現金）又は有価証券（利付国債）の場合は、必要な書類を落札業者に交付すること。
- ⑤契約予定工事通知書に押印する市長印は、契約課で保管しているものを使用すること。

①契約保証金

(契約時)



①入札後、契約予定工事通知書及び契約書案（２部）を請負業者に交付。

②工事主管課は、請負業者が提示する契約予定工事通知書記載の契約保証金額の歳計外現金納入通知書を作成し、請負業者に交付する。（歳計外現金納入通知書の作成要領は別紙(35ページ)参照。）

③請負業者は、指定金融機関等に契約保証金を歳計外現金納入通知書により納付する。

④指定金融機関等は、請負業者に歳計外現金領収書を発行する。

⑤請負業者は、契約書案（２部）、工程表、着手届、技術者届（以下、契約書案等）及び歳計外現金領収書を契約課に提出する。

⑥契約課は、契約書案等の審査をした後、契約書案等及び歳計外現金納入通知書兼領収書（写）を工事主管課に交付する。

$$1) \text{ 歳計外領収書記載金額} \geq \text{請負代金額} \times 1/10$$

2) 歳計外領収書記載金額と契約書案に記載の契約保証金額が同一であること。

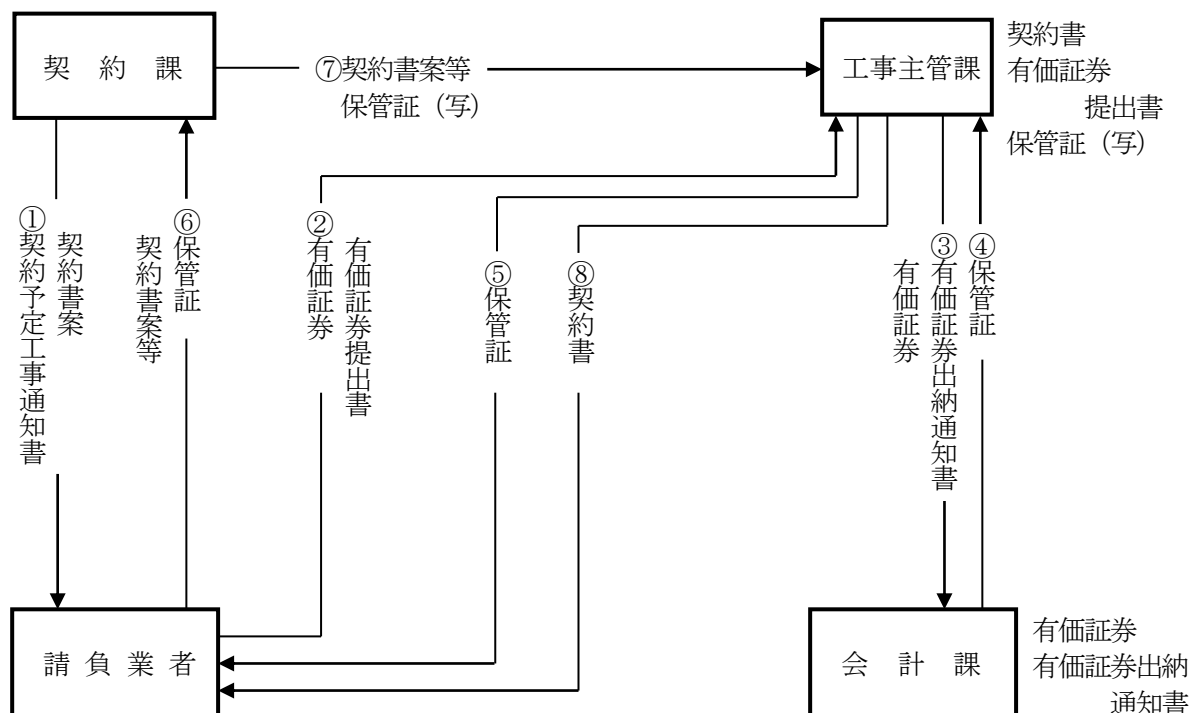
3) 歳計外領収書は写しをとり、請負業者に返還。

⑦工事主管課は、支出負担行為決済後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、歳計外現金納入通知書兼領収書（写）は、設計図書と一緒に綴じておく。

②有価証券

(契約時)



①入札後、契約予定工事通知書及び契約書案（２部）を請負業者に交付。

②請負業者は、工事主管課に有価証券提出書とともに有価証券を提出する。

③工事主管課は、次の事項を確認後、有価証券出納通知書を作成し、有価証券とともに会計課に提出する。（有価証券提出書の写しを添付）

1) 契約予定工事通知書の契約保証金額 ≤ 有価証券の総額面

2) 有価証券が利付国債であること。

3) 有価証券の総額面 = 契約書案に記載の契約保証金額

④会計課は、保管証を作成し、工事主管課に交付する。

⑤工事主管課は、保管証を請負業者に交付する。

⑥請負業者は、契約書案（２部）、工程表、着手届、技術者届（以下、「契約書案等」）及び保管証を契約課に提出する。

⑦契約課は、契約書案等の審査をした後、契約書案等及び保管証（写）を工事主管課に交付する。

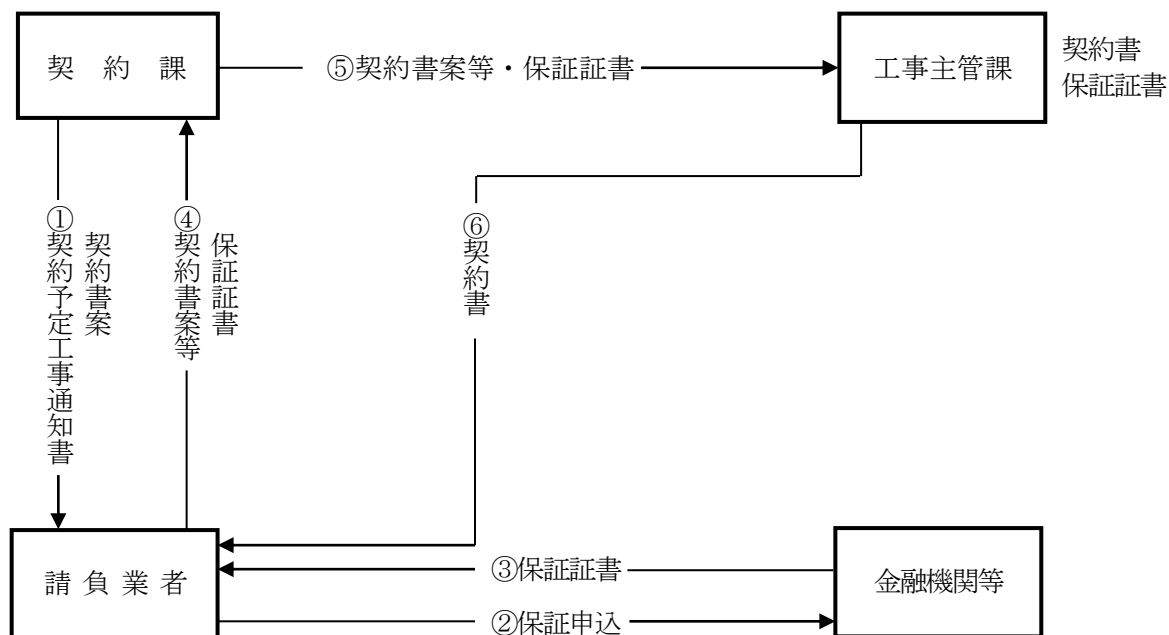
⑧工事主管課は、支出負担行為決済後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、保管証（写）は、設計図書と一緒に綴じておく。

【注１】請負業者から有価証券の納付を受けた場合は、即日会計課への納付手続を取り、請負業者に保管証を交付すること。

③銀行等の保証証書

(契約時)

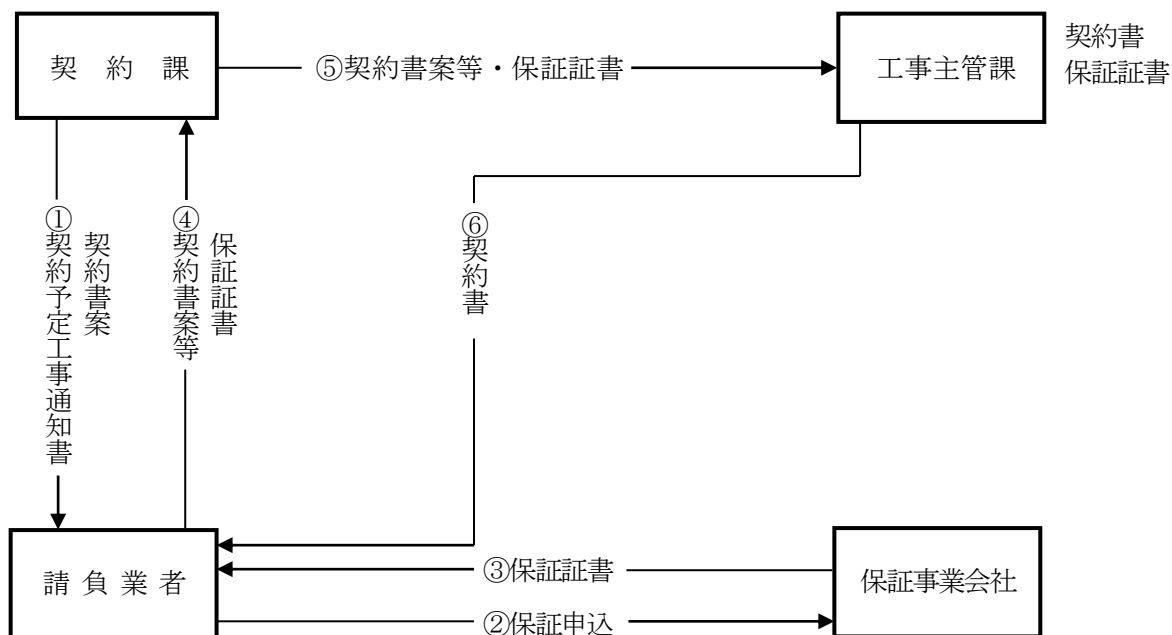


【注1】金融機関等——出資法第3条に規定する金融機関（市内の金融機関はすべて該当）

- ①入札後、契約予定工事通知書及び契約書案（2部）を請負業者に交付。
- ②請負業者は、金融機関等に保証申込。
- ③金融機関等は、保証証書を請負業者に交付。
- ④請負業者は、契約書案（2部）、工程表、着手届、技術者届（以下、契約書案等）及び保証証書を契約課に提出。
- ⑤契約課では契約書案等の審査を実施後、工事主管課に契約書案等及び保証証書を送付。
 - 1) 保証証書の名宛人が、市長あてであること。
 - 2) 保証人が、金融機関等で記名押印（印刷を含む）があること。
 - 3) 保証委託者が請負業者であること。
 - 4) 保証債務の履行について保証する旨の文言があること。
 - 5) 保証債務の内容が工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
 - 6) 保証に係る工事名が工事請負契約書等の工事名と一致すること。
 - 7) 保証金額 $\geq$ 請負代金額 $\times 1/10$ であり、工事請負契約書等に記載の契約保証金額と一致すること。
 - 8) 保証期間が、契約工期を含むものであること。
 - 9) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ⑥工事主管課は、支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。
なお、保証証書は、設計図書と一緒に綴じておく。

④保証事業会社の保証証書

(契約時)



【注1】保証証書は、前払金の保証証書と同時に発行される。

①入札後、契約予定工事通知書及び契約書案（2部）を請負業者に交付。

②請負業者は、保証事業会社に保証申込。

③保証事業会社は、保証証書を請負業者に交付。

④請負業者は、契約書案（2部）、工程表、着手届、技術者届（以下、契約書案等）及び保証証書を契約課に提出。

⑤契約課では契約書案等の審査を実施後、工事主管課に契約書案等及び保証証書を送付。

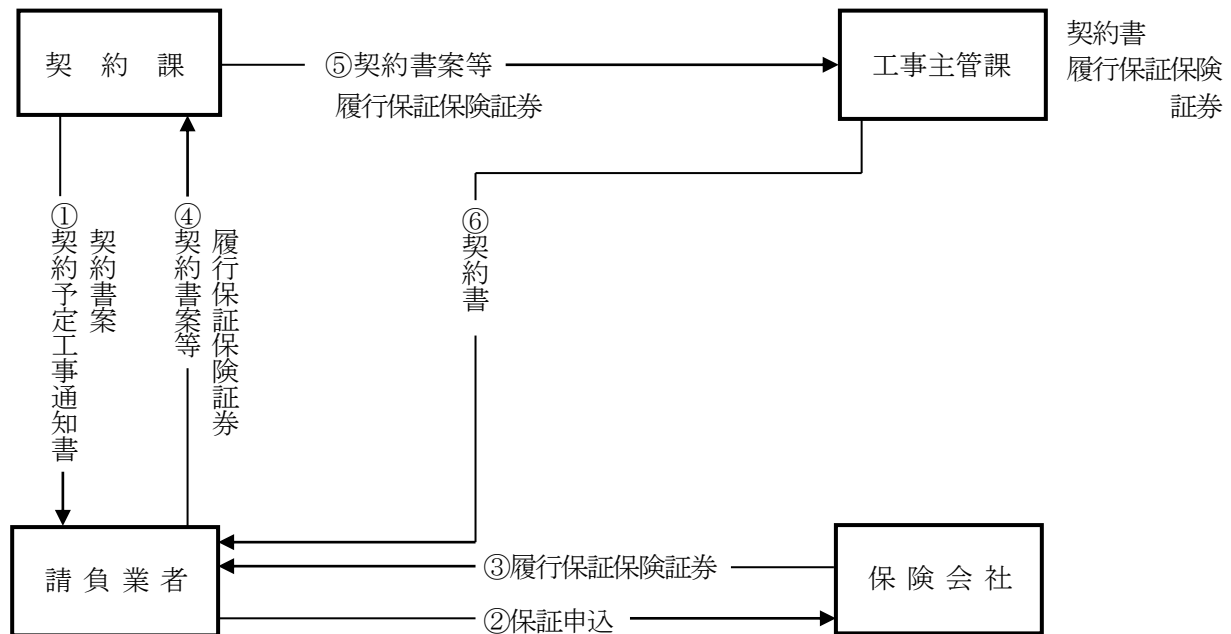
- 1) 保証証書の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、保証事業会社で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証債務の履行について保証する旨の文言があること。
- 5) 保証債務の内容が工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- 6) 保証に係る工事名が工事請負契約書等の工事名と一致すること。
- 7) 保証金額 $\geq$ 請負代金額 $\times 1/10$ であり、工事請負契約書に記載の契約保証金額と一致すること。
- 8) 保証期間が、契約工期を含むものであること。
- 9) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

⑥工事主管課は、支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、保証証書は、設計図書と一緒に綴じておく。

⑤履行保証保険証券

(契約時)



①入札後、契約予定工事通知書及び契約書案（２部）を請負業者に交付。

②請負業者は、保険会社に保証申込。

③保険会社は、履行保証保険証券を請負業者に交付。

④請負業者は、契約書案（２部）、工程表、着手届、技術者届（以下、契約書案等）及び履行保証保険証券を契約課に提出。

⑤契約課では契約書案等の審査を実施後、工事主管課に契約書案等及び履行保証保険証券を送付。

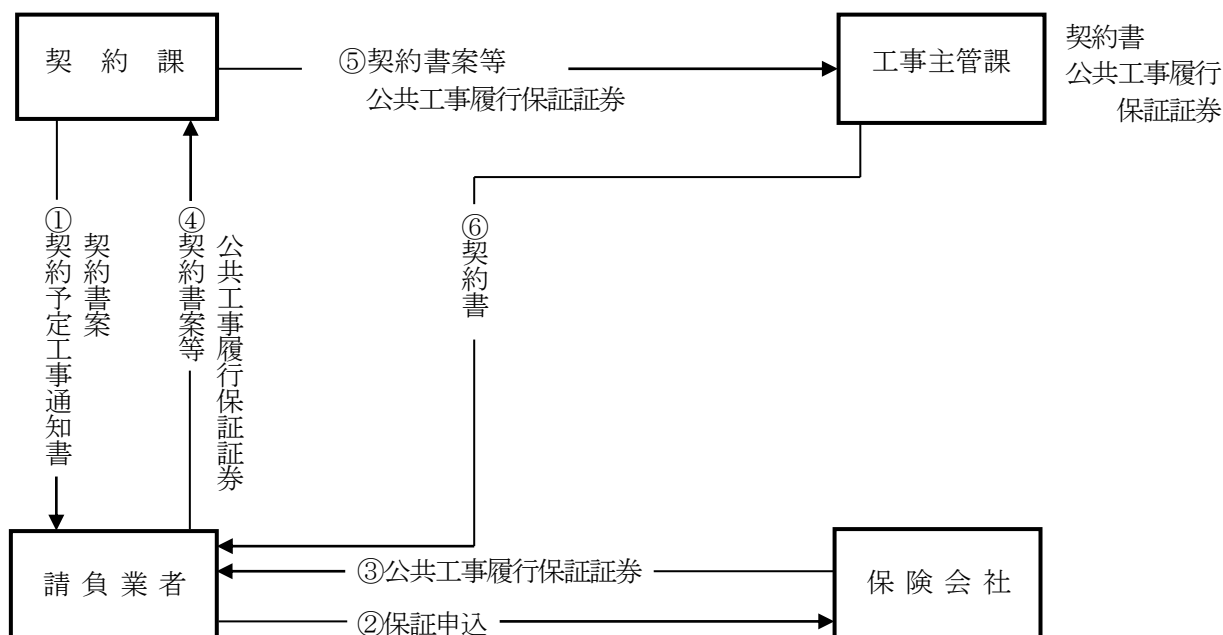
- 1) 被保険者が、市長であること。
- 2) 保険会社の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保険契約者が請負業者であること。
- 4) 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項、その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
- 5) 保険契約の工事名が工事請負契約書等の工事名と一致すること。
- 6) 保険金額 $\geq$ 請負代金額 $\times 1/10$
- 7) 保証期間が、契約工期を含むものであること。
- 8) 工事請負契約書の契約保証金の欄に「納付の免除」と記載されていること。

⑥工事主管課は、支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、履行保証保険証券は、設計図書と一緒に綴じておく。

⑥公共工事履行保証証券

(契約時)



①入札後、契約予定工事通知書及び契約書案（２部）を請負業者に交付。

②請負業者は、保険会社に保証申込。

③保険会社は、公共工事履行保証証券を交付。

④請負業者は、契約書案（２部）、工程表、着手届、技術者届（以下、契約書案等）及び公共工事履行保証証券を契約課に提出。

⑤契約課では契約書案等の審査を実施後、工事主管課に契約書案等及び公共工事保証証券を送付。

- 1) 債権者が、市長であること。
- 2) 保証人（保険会社）の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 債務者（保証委託者）が請負業者であること。
- 4) 公共工事前保証契約基本約款及び特約条項、その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- 5) 主契約の工事名が工事請負契約書等の工事名と一致すること。
- 6) 保険金額 $\geq$ 請負代金額 $\times 1 / 10$ （役務的保証の場合、 $3 / 10$ ）
- 7) 保証期間が、契約工期を含むものであること。
- 8) 工事請負契約書の契約保証金の欄に「納付の免除」と記載されていること。

⑥工事主管課は、支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、公共工事履行保証証券は、設計図書と一緒に綴じておく。

【注１】役務的保証を求める場合は、起工伺の時点で契約課に事前協議するとともに、指名審査会の審査を受けること。

2 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金等の払渡

工事完成の場合には、契約の保証の種類により取扱いが異なるので注意すること。

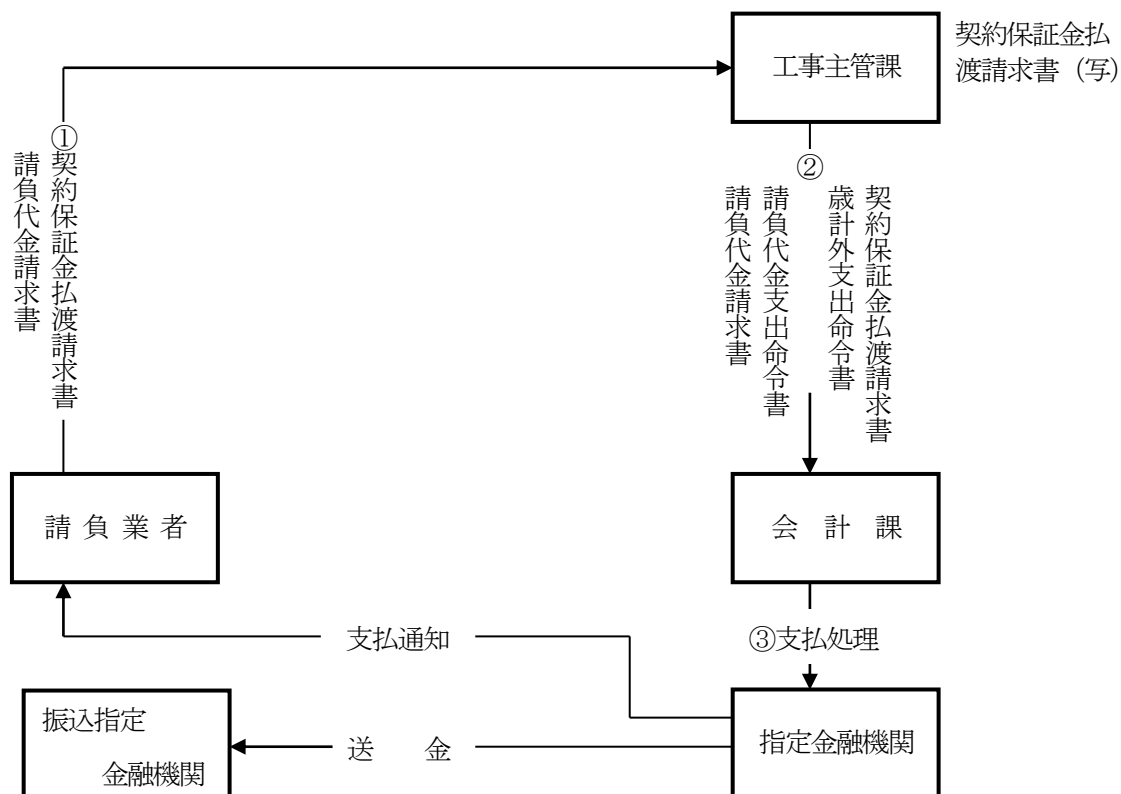
- ①契約保証金 ————— 歳計外現金の払い渡し
 - ②有価証券 ————— 保管有価証券の返戻
 - ③銀行等の保証 ————— 保証証書の返還
 - ④保証事業会社の保証 —————
 - ⑤履行保証保険証券 —————
 - ⑥公共工事履行保証証券 —————
- 県内の支店、営業所発行の証書等の返還は不要（請負者から返還を求められた場合は、返還すること。）

(2) 注意事項

- ①返還不要の証書等は、設計図書と一緒に綴っておくこと。
- ②返還処理が必要な場合は、必ず請負代金請求書と一緒に契約の保証に係る請求書等を提出するように請負業者を指導すること。

①契約保証金

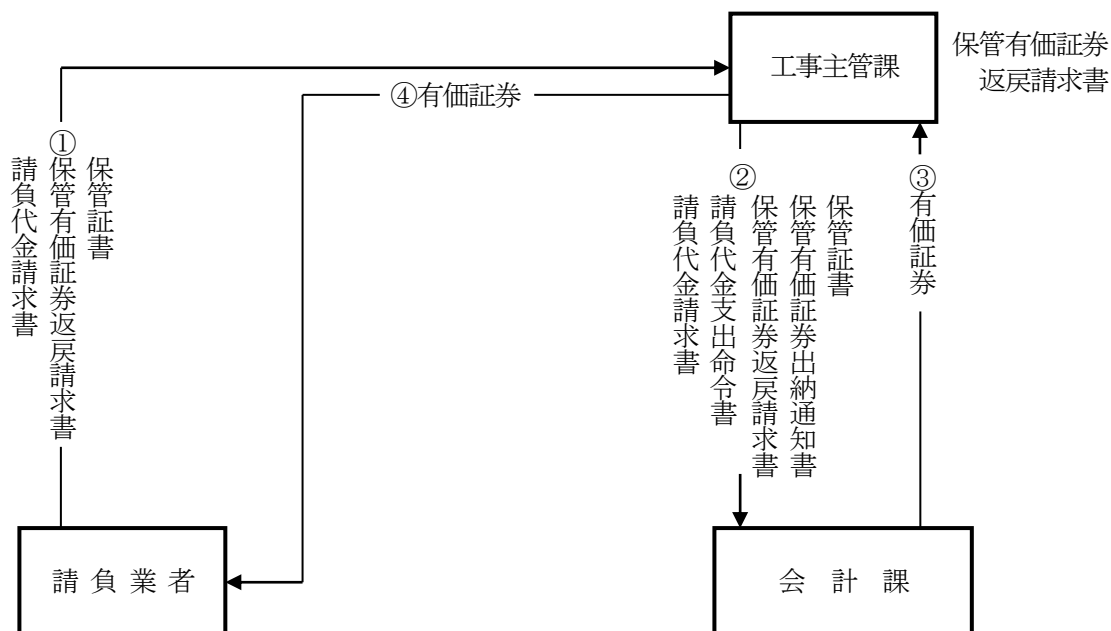
(完成時)



- ①請負業者は、請負代金請求書とともに契約保証金払渡請求書を工事主管課に提出する。
 - ②工事主管課は、各請求書の内容を確認後、請負代金支出命令書とともに歳計外現金支出命令書を作成し、会計課に提出する。
 - ③会計課は、支払審査の後、指定金融機関に対して支払処理をする。
 - ④工事主管課は、契約保証金払渡請求書の写しを設計図書等と一緒に綴っておくこと。
- 【注】 契約保証金の払い渡し方法は、口座振込に限る。

②有価証券

(完成時)



①請負業者は、請負代金請求書とともに保管有価証券返戻請求書と有価証券の保管証を工事主管課に提出する。

②工事主管課は、各請求書等の内容を確認後、有価証券出納通知書を作成し有価証券の保管証を添えて会計課に提出する。

1) 保管証と有価証券返戻請求書の内容が同一であるか。

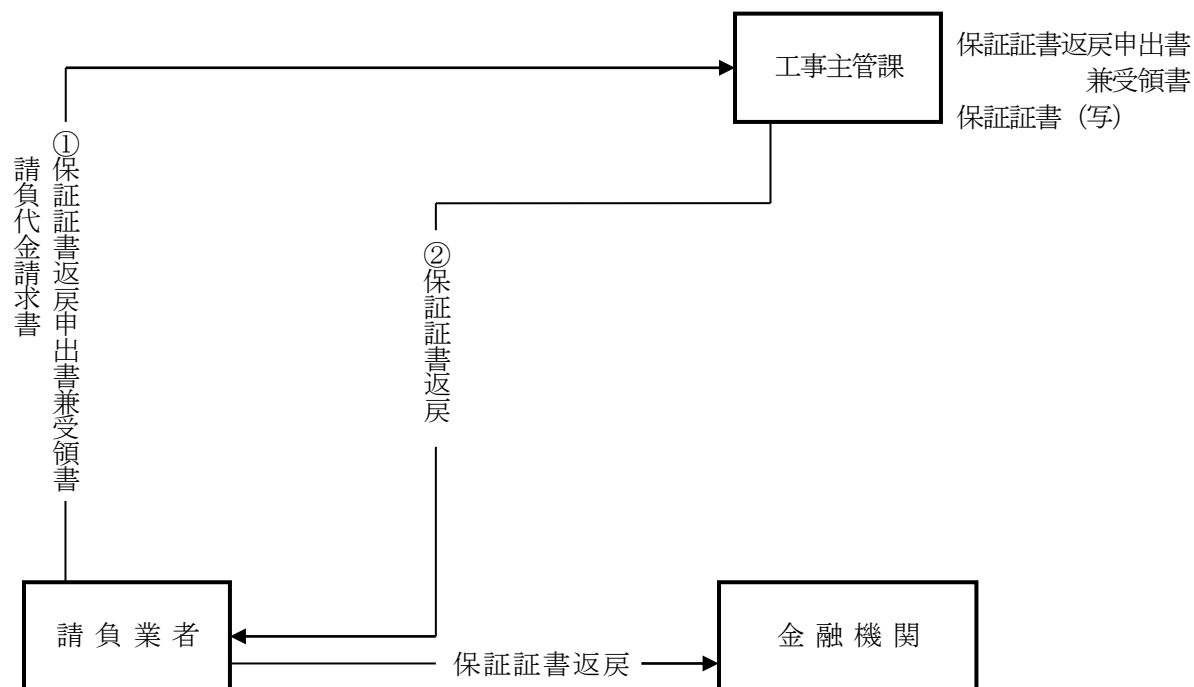
2) 保管証の受領証欄の記名押印があること。

③会計課では、書類審査の後、有価証券を工事主管課に交付する。

④工事主管課では、有価証券を請負業者に返戻する。

③銀行等の保証証書

(完成時)



①請負業者は、請負代金請求書とともに保証証書（証券）返戻申出書兼受領書を工事主管課に提出する。

②工事主管課は、保証証書返戻申出書兼受領書の内容を確認の上、保証証書を請負業者に返戻する。

- 1) 工事名、工事場所、契約工期が契約書記載のものと同一であること。
- 2) 完成年月日が、完成通知書の完成年月日と同一であること。
- 3) 受領書に記名押印があること。

③保証証書返戻申出書兼受領書及び保証証書の写しを設計図書と一緒に綴っておく。

3 請負代金額増額変更時の取扱い

(1) 契約保証金を増額する場合

- ①当初契約締結時に契約保証金の納付を請求していること。（設計金額が1,000万円未満の工事で契約保証金を免除している場合は、1,000万円以上に増額変更された場合でも契約保証金の納付は不要）
- ②変更後の請負代金額が、変更前の請負代金額の2倍以上となること。
- ③工期末に行われる精算のための設計変更でないこと。

(2) 増額金額

- ①変更後の請負代金額の1/10以上に増額する。

②計算式

$$\text{納付契約保証金額} = \text{変更後の請負代金額} \times \frac{1}{10} - \text{納付済の契約保証金額}$$

(3) 注意事項

- ①当初請負契約時に請負業者が選択した契約保証金の納付方法は変更できない。
- ②増額分の契約保証金の納付等を確認後、変更請負契約を締結すること。
- ③契約額が、2倍以上になる変更契約は、原則として別工区による発注となるため少ないと考えられる。

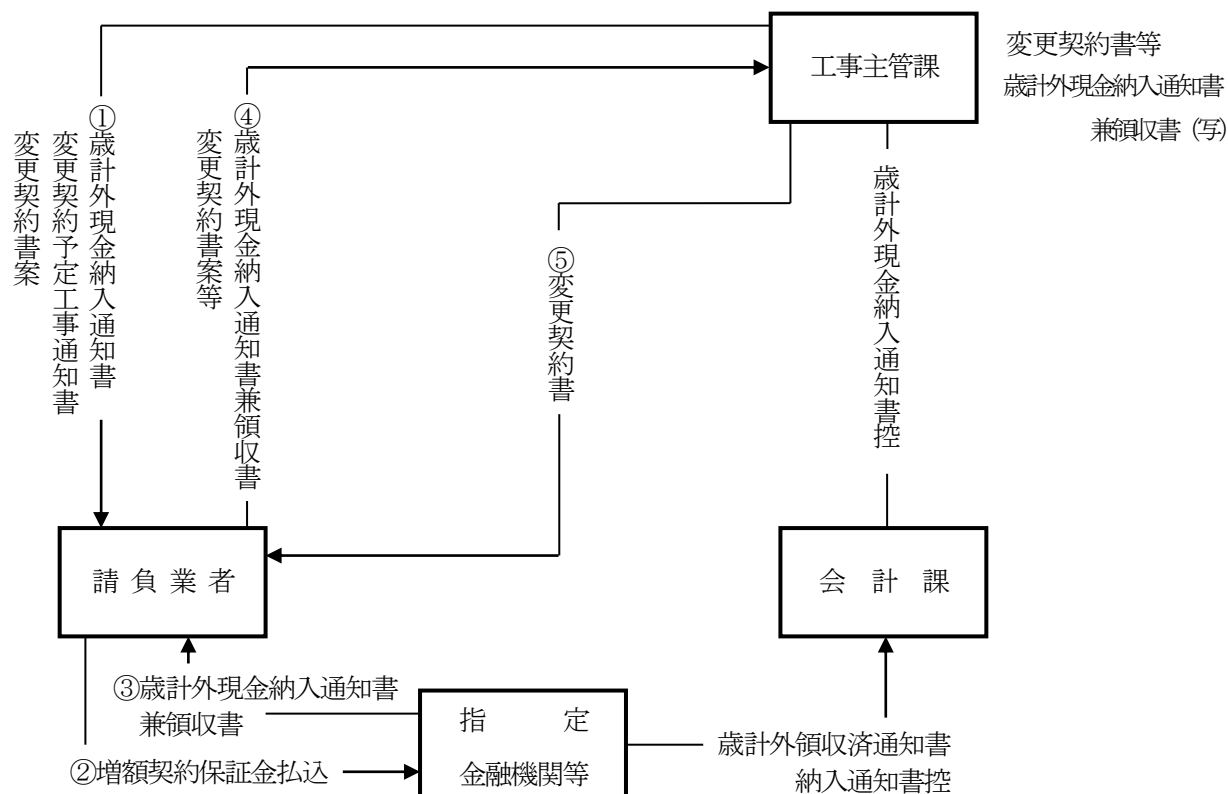
参 考

【防府市建設工事等契約手続事務要綱】

第9条 施工中の工事等において設計変更をすることができるのは、現に施工中の工事等と分離して施工することが、著しく困難なものを除き、原則として変更金額が元設計金額の3割以内のものとする。

①契約保証金

(増額変更)



①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（２部）とともに増額契約保証金の歳計外現金納入通知書を作成し、請負業者に交付する。（歳計外現金納入通知書の作成要領は別紙(35ページ)参照。）

②請負業者は、指定金融機関等に増額分契約保証金を歳計外現金納入通知書により納付する。

③指定金融機関等は、請負業者に歳計外現金領収書を発行する。

④請負業者は、変更契約書案（２部）及びに歳計外現金領収書を工事主管課に提出する。

⑤工事主管課は、変更契約書案等の審査をする。

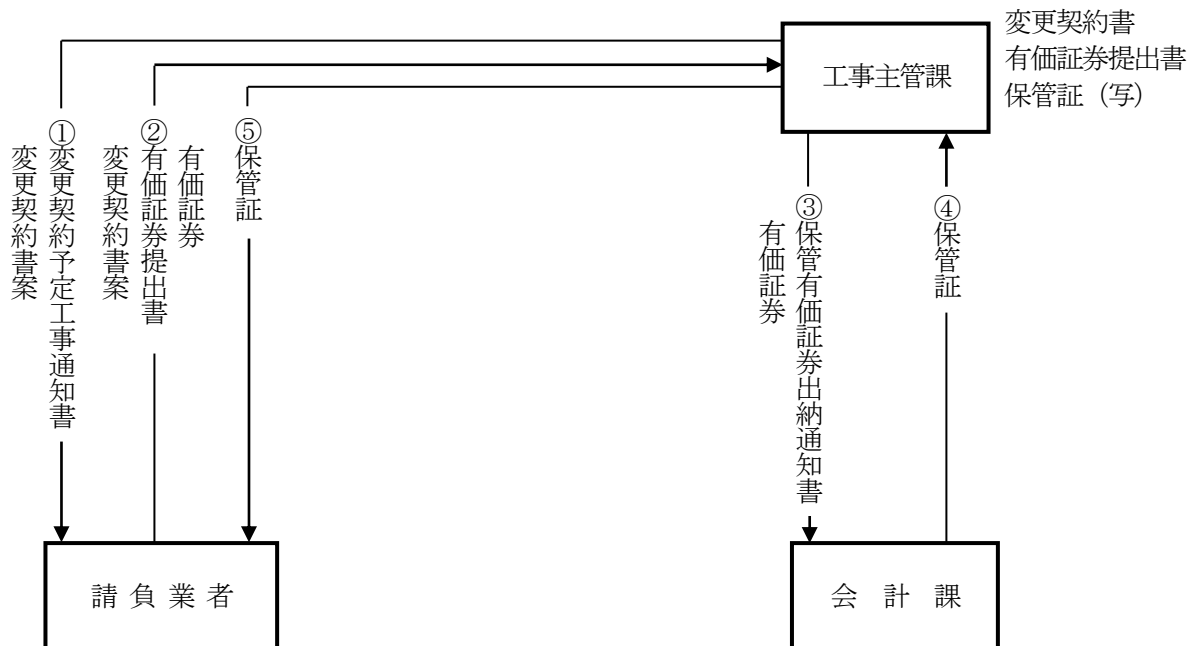
- 1) 歳計外現金領収書記載金額＝変更後契約保証金額 － 変更前契約保証金額
- 2) 変更契約書の契約保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1 / 10$
- 3) 歳計外現金領収書は写しをとり、請負業者に返還。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、歳計外現金領収書（写）は、設計図書と一緒に綴じておく。

②有価証券

(増額変更)



①工事主管課は、変更契約書案（２部）、変更契約予定工事通知書を請負業者に交付するとともに、増額分の有価証券の提出を求める。

②請負業者は、変更契約書案、有価証券提出書とともに増額分有価証券を工事主管課に提出する。

③工事主管課では、変更契約書案等の審査を実施後、保管有価証券出納通知書を作成し有価証券とともに会計課に提出する。（有価証券提出書の写しを添付）

1) 変更保証金額 ≤ 納付済の有価証券額面＋今回納付の有価証券額面

2) 有価証券が利付国債であること。

3) 変更契約書の契約保証金額＝納付済の有価証券額面

＋今回納付の有価証券額面

④会計課は、保管証を作成し、工事主管課に交付する。

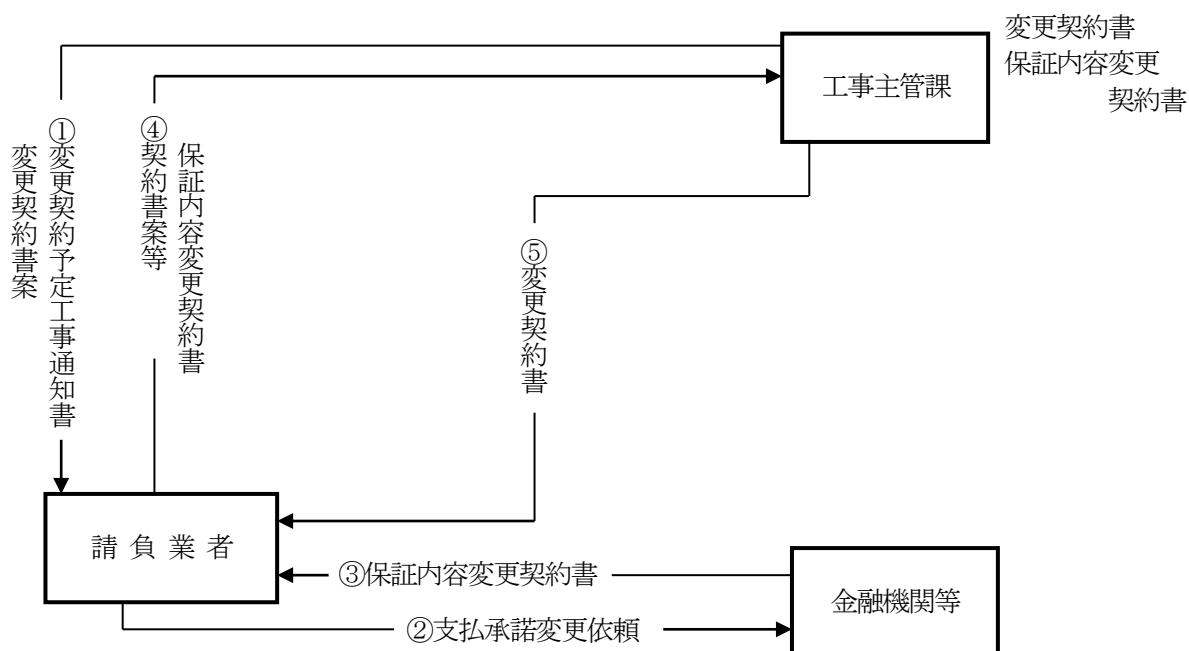
⑤工事主管課は、保管証の写しを取り、保管証を請負業者に交付する。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、保管証（写）は、設計図書と一緒に綴じておく。

③銀行等の保証証書

(増額変更)



注1 金融機関等——出資法第3条に規定する金融機関（市内の金融機関はすべて該当）

①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（2部）を請負業者に交付するとともに金融機関等が発行する支払内容変更契約書の提出を求める。

②請負業者は、金融機関等に支払承諾変更依頼。

③金融機関等は、支払内容変更契約書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（2部）及び支払内容変更契約書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査をする。

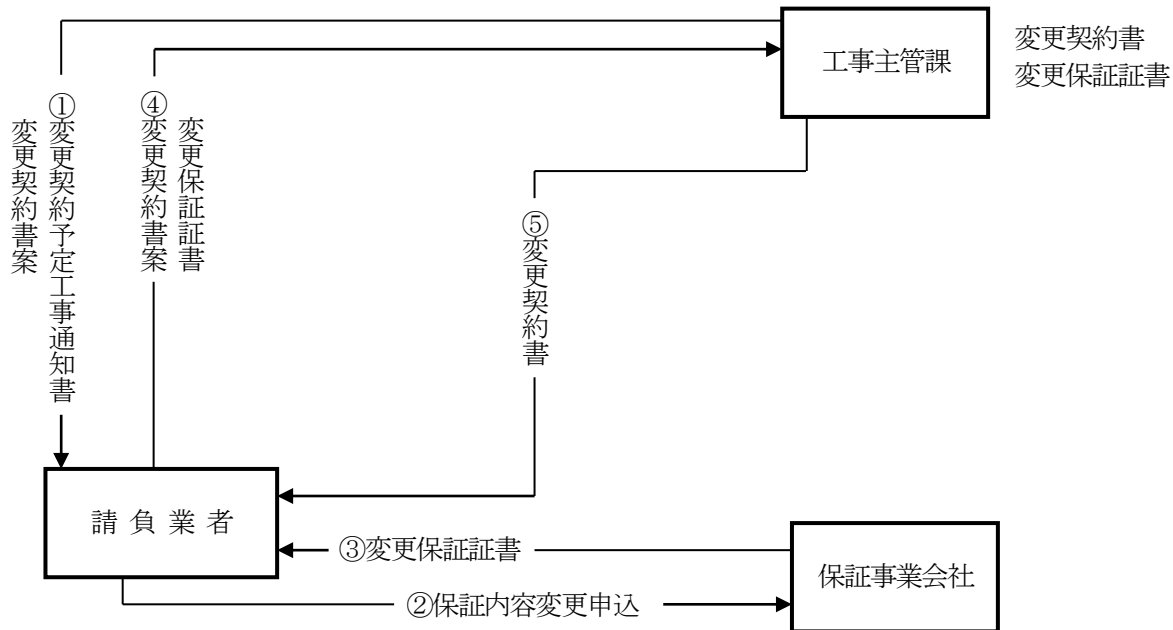
- 1) 支払内容変更契約書の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、金融機関等で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証債務の変更の履行について保証する旨の文言があること。
- 5) 保証債務の内容が工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- 6) 保証に係る工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 7) 変更保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1/10$
- 8) 変更契約書案の変更契約保証金額と変更保証内容契約書の変更後の金額が一致すること。
- 9) 保証内容変更契約書の契約日が、変更契約締結日以前であること。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、保証内容変更契約書は、設計図書と一緒に綴じておく。

④保証事業会社の保証証書

(増額変更)



①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（２部）を請負業者に交付するとともに保証事業会社が発行する変更保証証書の提出を求める。

②請負業者は、保証事業会社に変更保証申込。

③保証事業会社は、変更保証証書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（２部）及び変更保証証書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査をする。

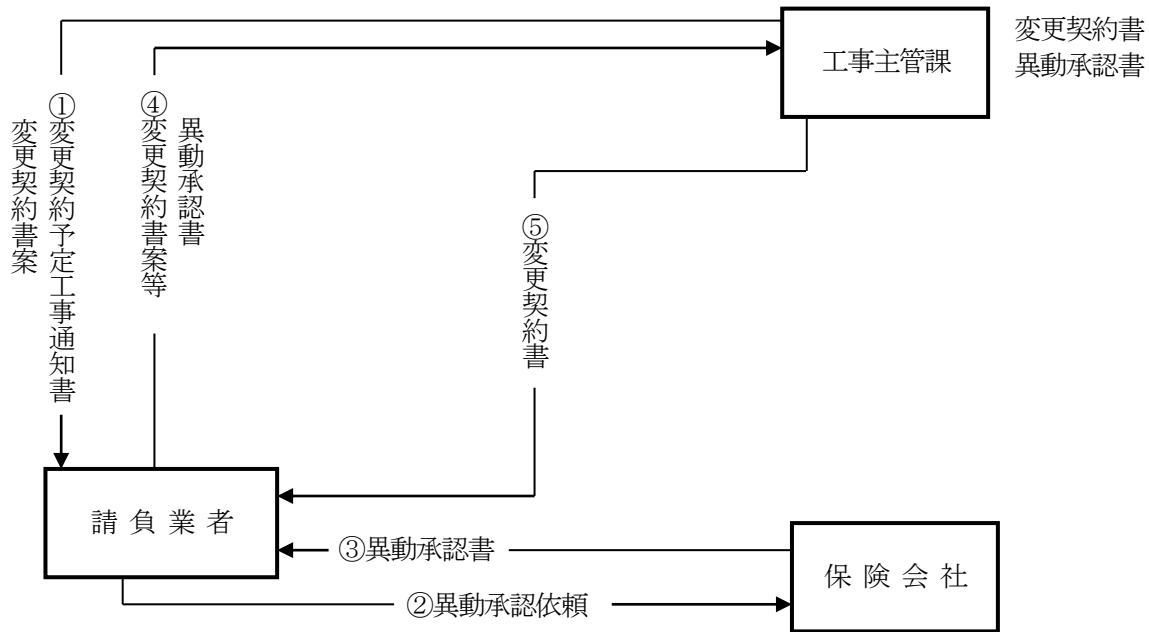
- 1) 変更保証証書の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、保証事業会社で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証債務の変更の履行について保証する旨の文言があること。
- 5) 保証書等の工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 6) 変更保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1/10$
- 7) 変更契約書案の変更契約保証金額と変更保証証書の保証金額が同一であること。
- 8) 変更保証証書の契約日が、変更契約書締結日以前であること。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、変更契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、変更保証証書は、設計図書と一緒に綴じておく。

⑤履行保証保険証券

(増額変更)



①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（２部）を請負業者に交付するとともに保険会社が発行する異動承認書の提出を求める。

②請負業者は、保険会社に異動承認を依頼。

③保険会社は、異動承認書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（２部）及び異動承認書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査を実施。

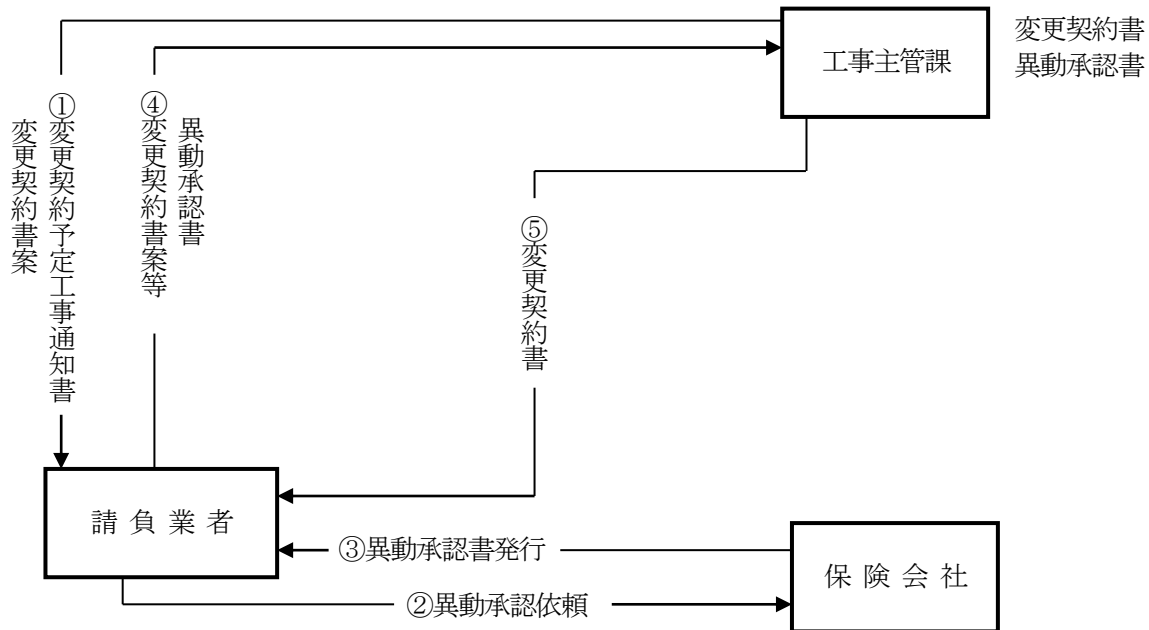
- 1) 被保険者が、市長であること。
- 2) 保険会社の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保険契約者が請負業者であること。
- 4) 異動を承認する旨の記載があること。
- 5) 異動承認書記載の証券番号が履行保証証券番号と一致すること。
- 6) 異動後の保険金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1 / 10$
- 7) 異動保険期間の開始が、変更契約締結日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、変更契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、異動承認書は、設計図書と一緒に綴じておく。

⑥公共工事履行保証証券

(増額変更)



①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（２部）を請負業者に交付するとともに保険会社が発行する異動承認書の提出を求める。

②請負業者は、保険会社に異動承認を依頼。

③保険会社は、異動承認書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（２部）及び異動承認書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査を実施。

- 1) 債権者が、市長であること。
- 2) 保証人（保険会社）の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 債務者が請負業者であること。
- 4) 異動を承認する旨の記載があること。
- 5) 異動承認書記載の証券番号が公共履行保証証券番号と一致すること。
- 6) 異動後の保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1 / 10$
- 7) 異動保証期間の開始が、変更契約締結日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、変更契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、異動承認書は、設計図書と一緒に綴じておく。

4 請負代金額減額変更時の取扱い

(1) 契約保証金を減額できる場合

- ①当初契約締結時に契約保証金の納付を請求していること。（当初設計金額が1,000万円以上の工事で1,000万円未満に減額変更された場合は契約保証金の納付は必要。）
- ②工期末の精算のための設計変更でないこと。
- ③請負業者から減額請求があること。

(2) 減額金額

- ①契約保証金額が変更後の請負代金額の1/10以上に保たれる範囲内で請負業者の希望する金額まで減額変更する。

②計算式

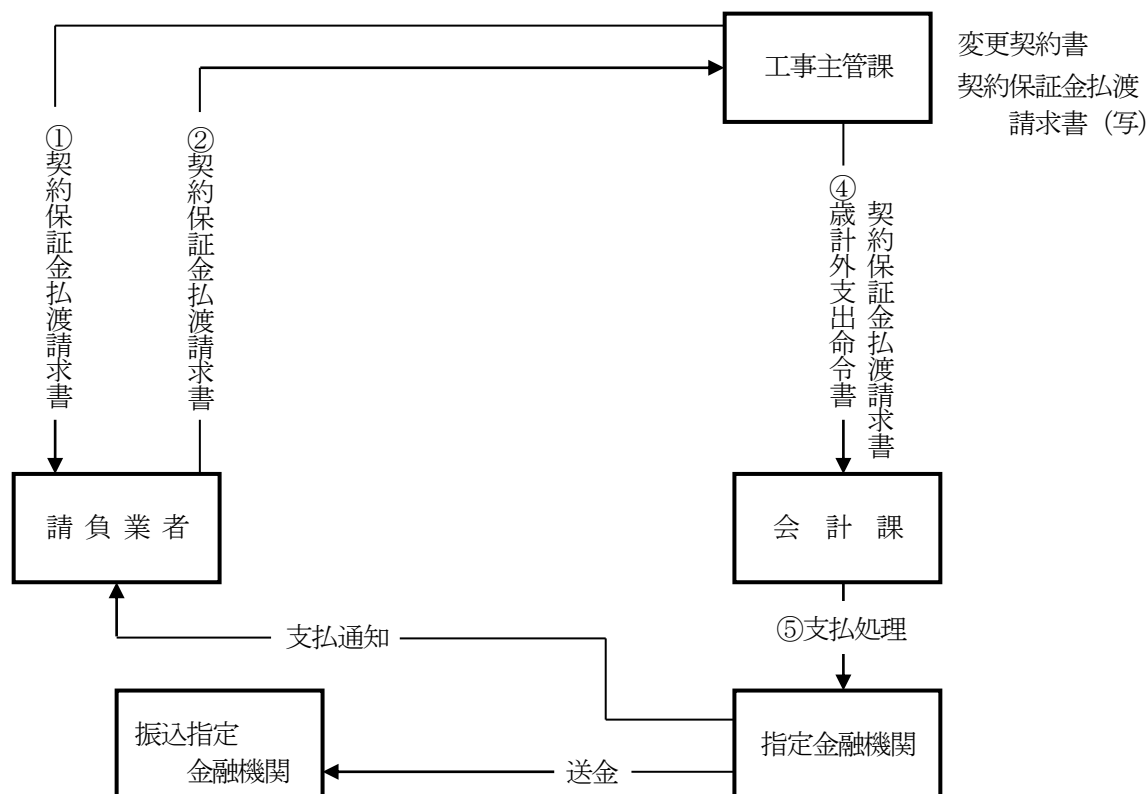
$$\text{減額契約保証金額} \leq (\text{変更前請負代金額} \times 1/10) - (\text{変更後請負代金額} \times 1/10)$$

(3) 注意事項

- ①履行保証保険の場合は、保険金額の減額は行わないこととなっている。
- ②有価証券の場合は、減額変更による一部払出は行わない。

①契約保証金

(減額変更)



①工事主管課は、変更契約締結後、請負業者から契約保証金の減額要求があったときは、契約保証金払渡請求書を請負業者に交付する。

②請負業者は、契約保証金払渡請求書を工事主管課に提出する。

③工事主管課は、契約保証金払渡請求書の審査をする。

- 1) 契約保証金払渡請求書記載金額 = 変更前契約保証金額 - 変更後契約保証金額
- 2) 変更契約書の契約保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1 / 10$

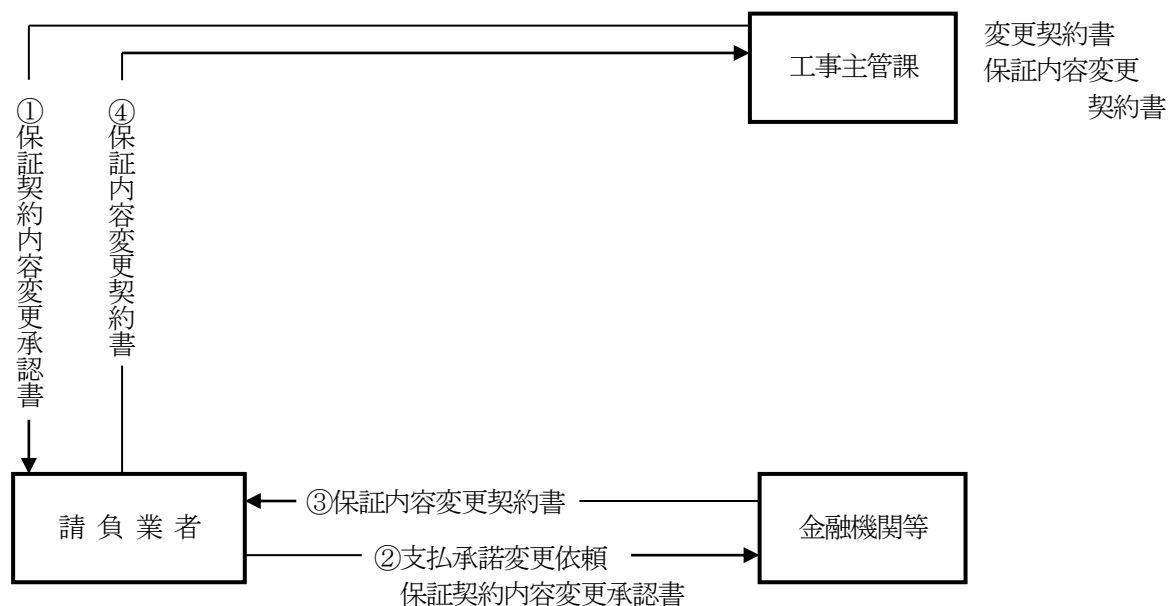
④工事主管課は、歳計外支出命令書を作成し、契約保証金払渡請求書を添付して会計課に提出する。

⑤会計課は、支払審査の後、指定金融機関に対して支払処理をする。

⑥工事主管課は、契約保証金払渡請求書の写しを設計図書と一緒に綴じておく。

③銀行等の保証証書

(減額変更)



注1 金融機関等——出資法第3条に規定する金融機関（市内の金融機関はすべて該当）

①工事主管課は、変更契約締結後、請負業者から契約保証金の減額要求があったときは、請負業者に保証契約内容変更承認書を交付する。

②請負業者は、金融機関等に支払承諾変更依頼。（保証契約内容変更承認書を添付）

③金融機関等は、保証内容変更契約書を請負業者に交付。

④請負業者は、保証内容変更契約書を工事主管課に提出。

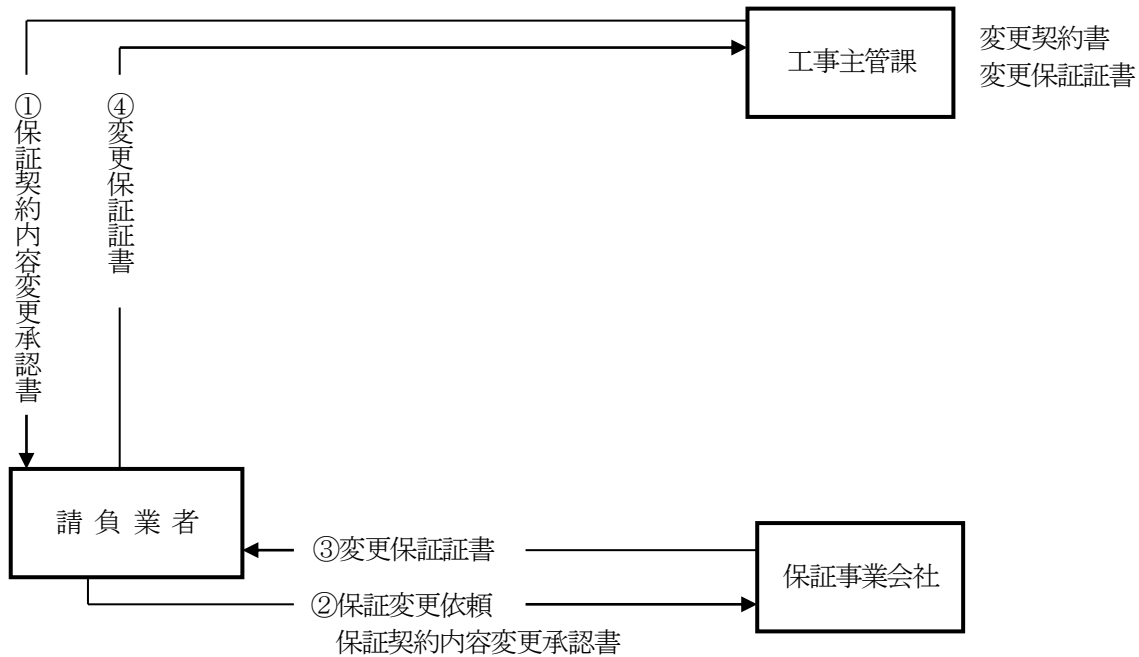
⑤工事主管課では保証内容変更契約書の審査をする。

- 1) 保証内容変更契約書の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、金融機関等で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証債務の変更の履行について保証する旨の文言があること。
- 5) 保証書等の工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 6) 変更保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1/10$
- 7) 工事請負変更契約書の変更契約保証金額と変更保証証書の金額が一致すること。
- 8) 保証内容変更契約書の契約日が、工事請負変更契約締結日以降であること。

⑥工事主管課は、保証内容変更契約書を設計図書と一緒に綴じておく。

④保証事業会社の保証証書

(減額変更)



①工事主管課は、変更契約締結後、請負業者から契約保証金の減額要求があったときは、請負業者に保証契約内容変更承認書を交付する。

②請負業者は、保証事業会社に保証変更依頼。（保証契約内容変更承認書を添付）

③保証事業会社は、変更保証証書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更保証証書を工事主管課に提出。

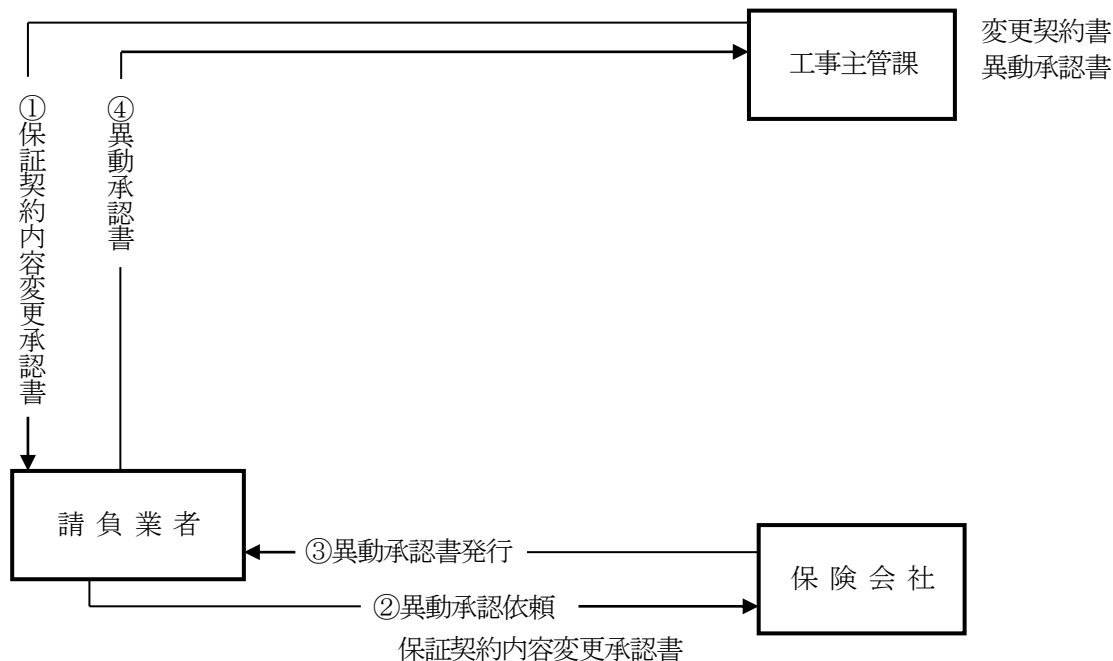
⑤工事主管課では変更保証証書の審査をする。

- 1) 変更保証証書等の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、保証事業会社で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証債務の変更の履行について保証する旨の文言があること。
- 5) 保証書等の工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 6) 変更保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1/10$
- 7) 工事請負変更契約書の変更契約保証金額と変更保証証書の金額が一致すること。
- 8) 変更保証証書の契約日が、工事請負変更契約締結日以降であること。

⑥工事主管課は、変更保証証書を設計図書と一緒に綴じておく。

⑥公共工事履行保証証券

(減額変更)



①工事主管課は、変更契約締結後、請負業者から契約保証金の減額要求があったときは、請負業者に保証契約内容変更承認書を交付する。

②請負業者は、保険会社に異動承認を依頼。（保証契約内容変更承認書を添付）

③保険会社は、異動承認書を請負業者に交付。

④請負業者は、異動承認書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では異動承認書の審査を実施。

- 1) 債権者が、市長であること。
- 2) 保証人の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 債務者が請負業者であること。
- 4) 異動を承認する旨の記載があること。
- 5) 異動承認書記載の証券番号が公共履行保証証券番号と一致すること。
- 6) 異動承認書工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 7) 異動後の保証金額 $\geq$ 変更後の請負代金額 $\times 1/10$
- 8) 異動保証期間の開始が契約変更日以降であり、終期が工期の終期以降であること。

⑥工事主管課は、異動承認書を設計図書と一緒に綴じておく。

5 工期延長時の取扱い

(1) 契約の保証を変更する場合

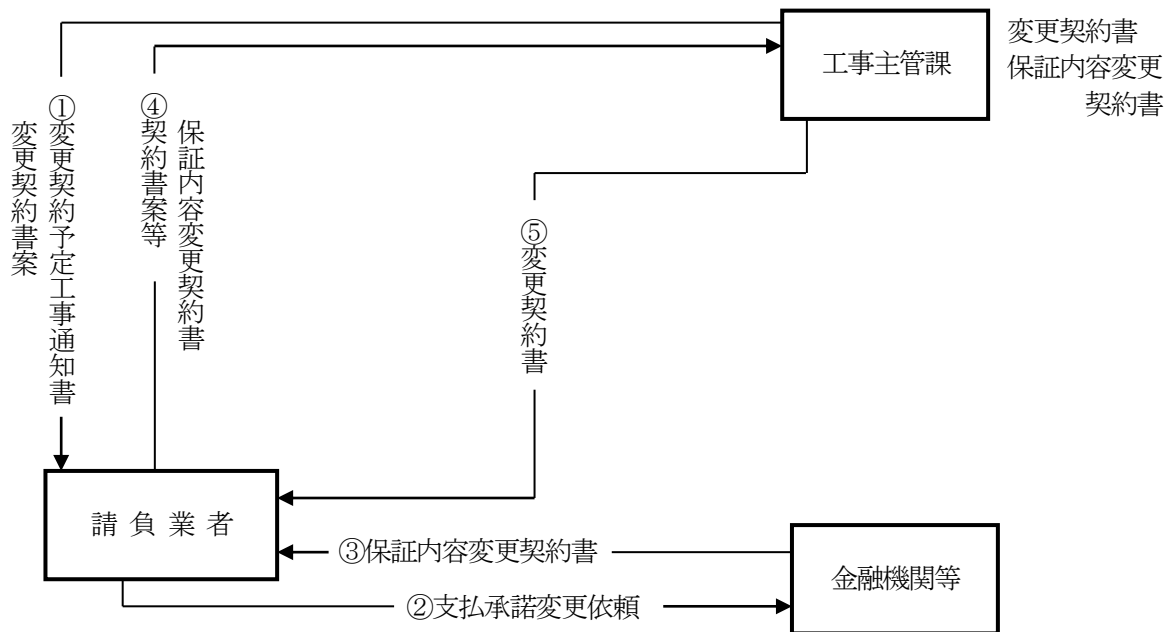
- ①当初契約締結時に契約保証金の納付を請求していること。
- ②契約の保証の種類が、次の場合であること。（他の場合は、手続不要）
 - 1) 銀行等の保証
 - 2) 履行保証証券（終期に関する特約条項が付帯されている場合のみ）
 - 3) 公共工事履行保証証券
- ③保証期間が、変更後の工期を含まないとき。
- ④請負代金額の増減を伴わない工期延長であること。

(2) 注意事項

- ①当初請負契約時に請負業者が選択した契約保証金の納付方法は変更できない。
- ②変更後の契約の保証に関する証書等を確認後、変更請負契約を締結すること。
- ③保証事業会社の保証の場合は、工事請負契約書第35条第3項により請負業者が保証事業会社へ変更内容を通知することとなっているので手続きは不要である。（変更契約書を交付するときに確認すること）

③銀行等の保証証書

(工期延長)



注1 金融機関等——出資法第3条に規定する金融機関（市内の金融機関はすべて該当）

①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（2部）を請負業者に交付するとともに金融機関等が発行する支払内容変更契約書の提出を求める。

②請負業者は、金融機関等に支払承諾変更依頼。

③金融機関等は、支払内容変更契約書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（2部）及び支払内容変更契約書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査をする。

- 1) 保証内容変更契約書の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、金融機関等で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証期間を変更する旨の文言があること。
- 5) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 6) 保証に係る工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 7) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6月間以上確保されていること。
- 8) 保証内容変更契約書の契約日が、変更契約締結日以前であること。

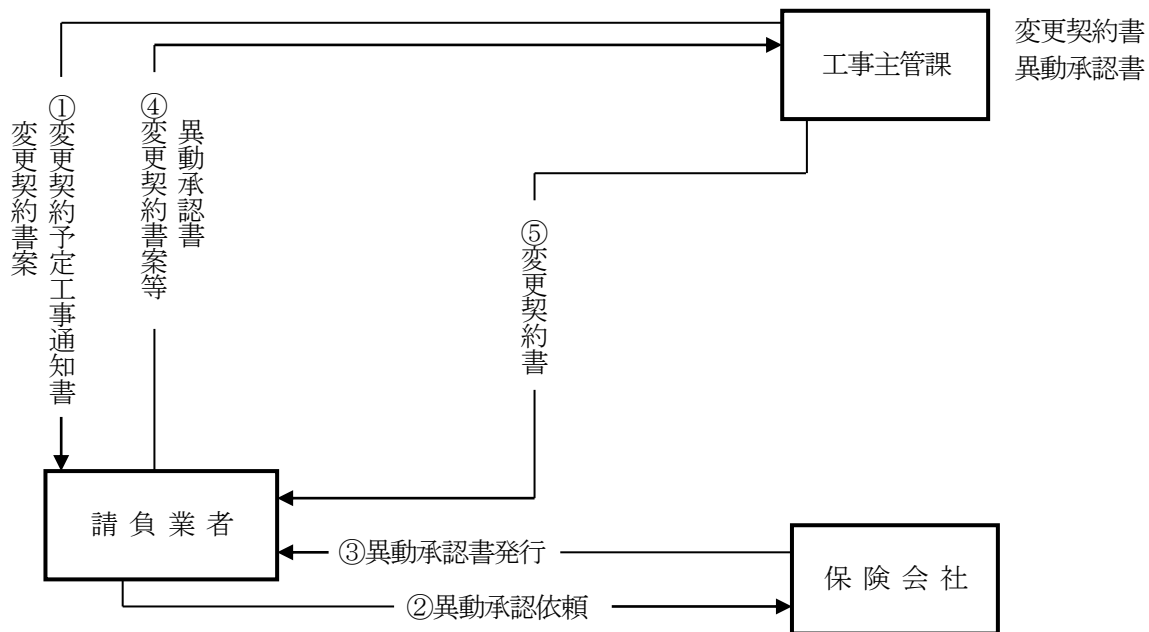
⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、保証内容変更契約書は、設計図書と一緒に綴じておく。

⑤履行保証証券

(工期延長)

(終期に関する特約条項が付帯されている場合)



①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（２部）を請負業者に交付するとともに保険会社が発行する異動承認書の提出を求める。

②請負業者は、保険会社に異動承認を依頼。

③保険会社は、異動承認書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（２部）及び異動承認書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査をする。

- 1) 債権者が、市長であること。
- 2) 保証人の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 債務者が請負業者であること。
- 4) 異動を承認する旨の記載があること。
- 5) 異動承認書記載の証券番号が履行保証証券番号と一致すること。
- 6) 異動後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。
- 7) 異動保証期間の開始が、変更契約締結日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

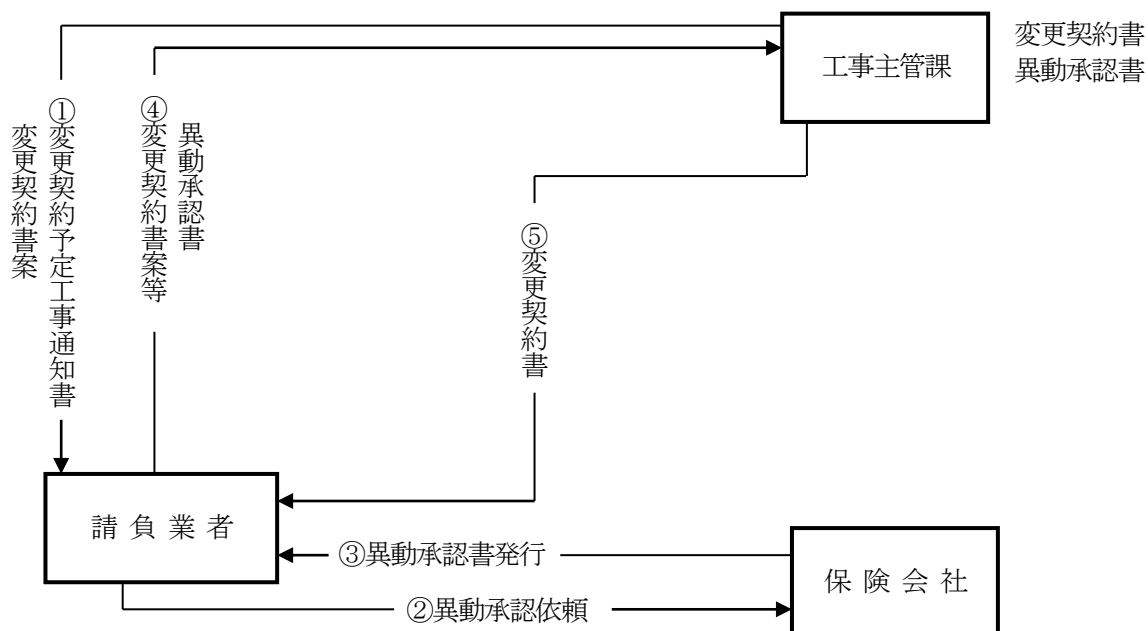
⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、変更契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、異動承認書は、設計図書と一緒に綴じておく。

※履行保証保険の場合、保険期間は工事が完成するまで存するので、原則変更手続きは行わない。ただし、終期に関する特約条項が付帯されている履行保証保険にあっては、保険期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

⑥公共工事履行保証証券

(工期延長)



①工事主管課は、変更契約予定工事通知書及び変更契約書案（２部）を請負業者に交付するとともに保険会社が発行する異動承認書の提出を求める。

②請負業者は、保険会社に異動承認を依頼。

③保険会社は、異動承認書を請負業者に交付。

④請負業者は、変更契約書案（２部）及び異動承認書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では変更契約書案等の審査をする。

- 1) 債権者が、市長であること。
- 2) 保証人の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 債務者が請負業者であること。
- 4) 異動を承認する旨の記載があること。
- 5) 異動承認書記載の証券番号が公共履行保証証券番号と一致すること。
- 6) 異動後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。
- 7) 異動保証期間の開始が、変更契約締結日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

⑥工事主管課は、変更支出負担行為決裁後、変更契約書に記名押印し一通を請負業者に交付する。

なお、異動承認書は、設計図書と一緒に綴じておく。

6 工期短縮時の取扱い

(1) 保証期間が短縮できる場合

- ①請負業者から保証期間の短縮の要求があった場合。
- ②契約保証金の納付方法が、以下の場合であること。（他の場合は、手続は不要）
 - 1) 銀行等の保証
 - 2) 公共工事履行保証証券

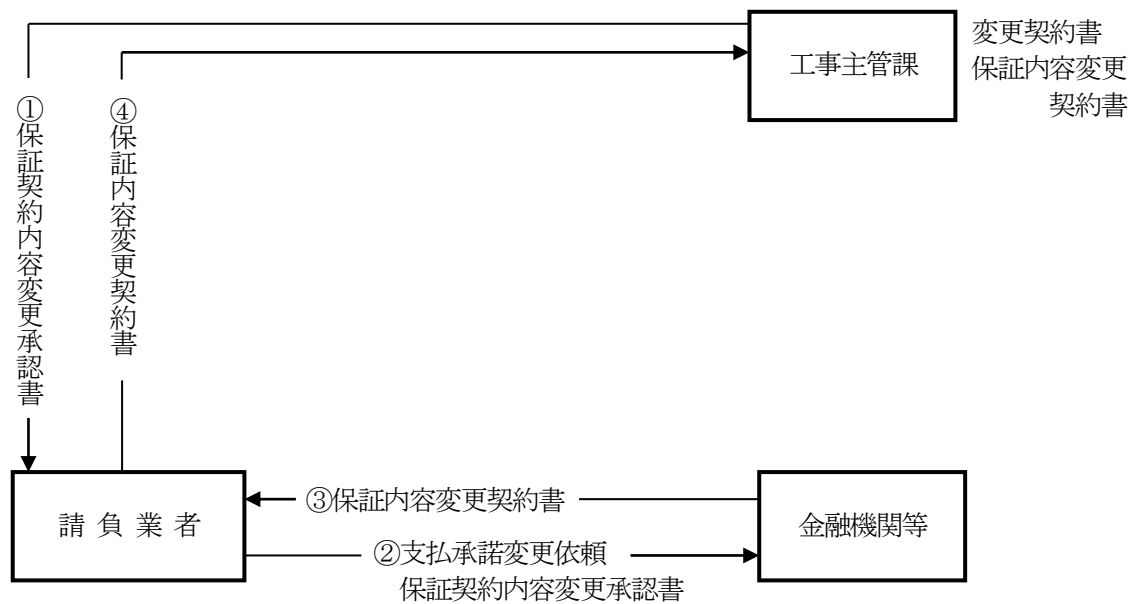
(2) 注意事項

- ①工期短縮のみで、請負代金額の変更はないこと。
- ②保証事業会社の保証の場合は、工事請負契約書第35条第3項により請負業者が保証事業会社へ変更内容を通知することとなっているので手続は不要である。（変更契約書を交付するときに確認すること）

③銀行の保証証書

(工期

短縮)



注1 金融機関等——出資法第3条に規定する金融機関（市内の金融機関はすべて該当）

①工事主管課は、変更契約締結後、請負業者から保証期間の短縮要求があったときは、請負業者に保証契約内容変更承認書を交付する。

②請負業者は、金融機関等に支払承諾変更依頼。（保証契約内容変更承認書を添付）

③金融機関等は、保証内容変更契約書を請負業者に交付。

④請負業者は、保証内容変更契約書を工事主管課に提出。

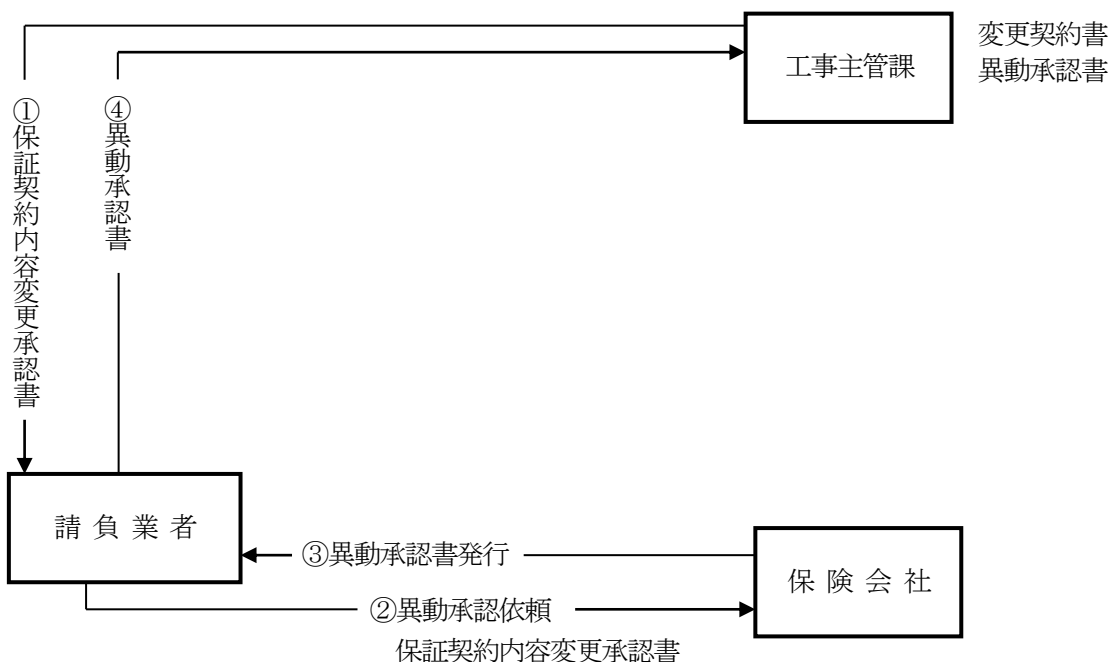
⑤工事主管課では保証内容変更契約書の審査をする。

- 1) 変更保証書等の名宛人が、市長あてであること。
- 2) 保証人が、金融機関等で記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 保証委託者が請負業者であること。
- 4) 保証期間を変更する旨の文言があること。
- 5) 保証書等の工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 6) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 7) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。
- 8) 保証内容変更契約書の契約日が、工事請負変更契約締結日以降であること。

⑥工事主管課は、保証内容変更契約書を設計図書と一緒に綴じておく。

⑥公共工事履行保証証券

(工期短縮)



①工事主管課は、変更契約締結後、請負業者から保証期間の短縮要求があったときは、請負業者に保証契約内容変更承認書を交付する。

②請負業者は、保険会社に異動承認を依頼。（保証契約内容変更承認書を添付）

③保険会社は、異動承認書を請負業者に交付。

④請負業者は、異動承認書を工事主管課に提出。

⑤工事主管課では異動承認書の審査を実施。

- 1) 債権者が、市長であること。
- 2) 保証人の記名押印（印刷を含む）があること。
- 3) 債務者が請負業者であること。
- 4) 異動を承認する旨の記載があること。
- 5) 異動承認書記載の証券番号が公共履行保証証券番号と一致すること。
- 6) 異動承認書工事名が工事請負変更契約書等の工事名と一致すること。
- 7) 異動後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。
- 8) 異動保証期間の開始が、変更契約締結日以降であり、終期が工期の終期以降であること。

⑥工事主管課は、異動承認書を設計図書と一緒に綴じておく。

7 履行遅滞時の取扱い

(履行遅滞)

(1) 履行遅滞 (工事請負契約書第42条第1項)

請負者の責めに帰す事由により工期内に工事を完成できないときで、損害金を徴収して工期経過

▼
(天候の不良、関連工事の調整への協力等は除く)

後相当期間内に工事を完成させようとする場合をいう。(契約工期の延長は行わない)

(2) 契約の保証の取扱

- | | | |
|---------------|----|--------------------------|
| ①契約保証金(現金)の納付 | } | —— 手続不要(工事完成まで保管) |
| ②有価証券の納付 | | |
| ③銀行等の保証 | } | —— 延長後の工期が含まれるように保障期間を延長 |
| ④保証事業会社の保証 | | |
| ⑤履行保証保険証券 | —— | —— 手続不要(保険期間は、工事完成までである) |
| ⑥公共工事履行保証証券 | —— | —— 延長後の工期が含まれるように保証期間を延長 |

(3) 注意

- ①履行遅滞により損害金を徴収する事態が生じるおそれのある場合は、すみやかに契約課に協議すること。

8 債務不履行時の取扱い

(契約解除)

(1) 工事請負契約の解除

工事請負契約書第43条第1項の各号の一に該当するときは、速やかに工事請負契約を解除するものとする。

(2) 契約保証金等の取扱

①契約保証金（現金） ————— 歳入歳出外現金から歳入へ振り替える。（公金振替）

②有価証券 ————— 有価証券を市に帰属させる。

③銀行等の保証 —————
④保証事業会社の保証 —————
⑤履行保証保険証券 —————
⑥公共工事履行保証証券 —————

————— それぞれ所定の手続により保証金等の請求手続を行う。

(3) 注意

①工事請負契約の解除及び契約保証金の取扱いについては、事前に契約課に協議すること。

なお、契約不履行となるおそれがある場合も、直ちに契約課に連絡すること。

9 契約保証金の出納処理について

1 歳計外現金納入通知書の作成

(1) 当初契約時又は、請負代金増額変更時で契約保証金の増額を求める場合に作成する。

(2) 作成方法（財務会計システム 歳計外管理の払込書・納入通知書作成画面）

①予算費目

会計	5 0	歳計外現金	
款	0 7	契約保証金	
項	0 3	工事契約保証金	
目	〇〇	工事契約保証金（〇〇）	課ごとに付番 （庁内公開情報「歳計外・基金コード一覧表」参照）

②金額 契約予定工事通知書の契約保証金額を入力

③起票日 入力当日を規定値表示

④納付書作成 「納入通知書」を選択

⑤件名 契約保証金（〇〇工事）、工事台帳番号（7桁）及び当初・変更契約の別を入力

⑥納期限 当初契約→契約予定工事通知書の契約予定年月日を入力

⑦債権者 債権債務者登録がある場合は、該当コードを入力

未登録の場合は、住所・氏名（請負業者の商号又は名称）・代表者氏名を入力

2 歳計外支出命令書の作成

(1) 工事完成時又は、請負代金減額変更時で請負業者が契約保証金額の減額を求めてきた場合に作成する。

(2) 作成方法（財務会計システム 歳計外管理の支出命令書作成画面）

①予算費目 1 歳計外現金納入通知書の作成 ①予算費目 参照

②支出金額 契約保証金払渡請求書の金額を入力

③決裁区分 手動設定

④起票日 入力当日を規定値表示

⑤請求日 契約保証金払渡請求書の請求日を入力

⑥支払予定日 支払希望日を入力。金融機関営業日のみ入力可

⑦支出区分 「一括払」を選択

⑧支払方法 「口座払」を選択

⑨件名 契約保証金（〇〇工事）、工事台帳番号（7桁）及び完成払・減額変更払の別を入力

⑩債権者 債権債務者登録がある場合は、該当コードを入力（振込口座情報は異なる場合があるので注意）未登録の場合は、必要情報を入力

納付済通知書

〒

住 所 防府市寿町○番○号

〇〇建設㈱

代表取締役

〇〇 〇〇

様

令和2年度 所属***** 〇〇課
会計50 歳計外現金 款07 項03
目 ** 工事契約保証金(〇〇課)

令和 〇年 〇月 〇日

金 額		円
納期限 令和 〇年 〇月 〇日		
摘要	契約保証金(〇〇工事) 〇〇〇〇〇〇〇 当初契約	

領 収 済 印	
------------------	--

(防 府 市 会 計 課)

納付済通知書 (控)

〒

住 所 防府市寿町○番○号

〇〇建設㈱

代表取締役

〇〇 〇〇

様

令和2年度 所属***** 〇〇課
会計50 歳計外現金 款07 項03
目 ** 工事契約保証金(〇〇課)

令和 〇年 〇月 〇日

金 額		円
納期限 令和 〇年 〇月 〇日		
摘要	契約保証金(〇〇工事) 〇〇〇〇〇〇〇 当初契約	

領 収 済 印	
------------------	--

(防 府 市 主 管 課)

納付済通知書・領収書

〒

住 所 防府市寿町○番○号

〇〇建設㈱

代表取締役

〇〇 〇〇

様

令和2年度 所属***** 〇〇課
会計50 歳計外現金 款07 項03
目 ** 工事契約保証金(〇〇課)

納付場所 指定金融機関、収納代理金融機関
防府市出納員

上記のとおり納入してください。

令和 〇年 〇月 〇日

防 府 市 長

印

金 額		円
納期限 令和 〇年 〇月 〇日		
摘要	契約保証金(〇〇工事) 〇〇〇〇〇〇〇 当初契約	

領 収 済 印	
------------------	--

上記のとおり納入しました。

(納 入 者 控)

契約の保証に関する様式集

N o .	様 式 名	根拠規則	用 途	摘 要
1	契約予定工事通知書		共 通	当初契約
2	変更契約予定工事通知書			増額変更・工期延長時
3	保証契約内容変更承認書			減額変更・工期短縮時
4	契約保証金払渡請求書		契約保証金	減額変更・工事完成時
5	有価証券提出書		有価証券	
6	(有価証券) 保管証書	財務規則		
7	有価証券出納通知書	財務規則		会計課へ提出
8	保管有価証券返戻請求書			工事完成時
9	保証証書 (証券) 返戻申出書			工事完成時

様

防府市長

印

変更契約予定工事通知書

年 月 日に契約された工事に関して、下記のとおり通知します。

記

I 変更前契約の内容

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 防府市
- 4 工 期 年 月 日～ 年 月 日 (日間)
- 5 契 約 年 月 日 年 月 日
- 6 請 負 代 金 額 _____円
(うち消費税及び地方消費税の額) _____円
- 7 契 約 の 保 証
 - ①契約保証金 _____円以上
 - ②保証期間 年 月 日～ 年 月 日 (日間) 以上

II 変更請負契約の内容 (該当する□にレを記載する)

- ☐ 工期変更 (延長) 変更後の完成期日 年 月 日
- ☐ 請負代金額変更 (増額) _____円
(うち消費税及び地方消費税の額) _____円

III 変更する保証の内容等

- ① 保証の種類 (証券番号等)
- ② 変更内容 (該当する□にレを記載する)
 - ☐ 保証期間の変更 保証期間の終期を 年 月 日に延長する。
 - ☐ 保証金額の変更 保証金額を _____円以上の金額に増額する。

IV その他

- ① 工事発注課
- ② 工事台帳番号

御中

防府市長

印

保証契約内容変更承認書

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

1 変更する保証契約の内容

- ① 工 事 番 号 第 号
- ② 工 事 名
- ③ 工 事 場 所 防府市
- ④ 証券（証書）番号
- ⑤ 保 証 委 託 者 （請負業者住所）
又 は 債 務 者 名 （請負業者名）

2 保証契約内容変更の承認事項

- ☐ 保証金額の減額

減額前の保証金額 _____ 円

減額後の保証金額 _____ 円

- ☐ 保証期間の短縮

短縮前の保証期間の終期 年 月 日

短縮後の保証期間の終期 年 月 日

- ☐ その他

契約保証金払渡請求書

年 月 日

(あて先) 防府市長

(請負業者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり契約保証金の払い渡しを請求します。

記

工 事 名					
工 事 場 所	防府市				
工 期	着手期日	年 月 日			
	完成期日	年 月 日			
完 成 年 月 日	年 月 日	引渡年月日	年 月 日		
請 求 の 事 由					
請 求 金 額	円				
振 込 先	あ 銀行 支店				
	普通 当座	口座番号			
	名義				

有価証券提出書

年 月 日

(あて先) 防府市長

(請負業者)

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

次のとおり、契約保証金に代わる担保としての有価証券を提出します。

記

工 事 名						
工 事 場 所	防府市					
工 期	着手期日	年 月 日				
	完成期日	年 月 日				
金額又は総額面	円					
証券名称	枚数	総 額 面	内 訳			
			額 面	回記号	番 号	備 考

保 管 証 第 号			
有価証券の種類	数 量	額 面 金 額 （ 払 込 金 額 ）	備 考
計			

上記のとおり預かりました。

年 月 日

防府市会計管理者 様

印

受 領 証			
上記の証券を受領しました。			
年 月 日			
(受領者氏名)			
(あて先)	防府市会計管理者		
			印

保管有価証券出納通知書

		課 名			
受入れ の通知をする 払出し		係	係 長	課長補佐	課 長
受 領 年 月 日 返還請求	年 月 日				
保 管 有 価 証 券	種類			枚数	枚
金 額 又 は 総 額 面	円				
納 入 者					
理 由					
受入れ をする 払出し	係	係 長	課長補佐	課 長	会計管理者

請負業者

保証証書（証券）返戻申出書

年 月 日

（あて先）防府市長

（請負業者）

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

次の工事についての保証証書（証券）を返戻されるようお願いします。

工 事 名					
工 事 場 所	防府市				
工 期	着手期日	年 月 日			
	完成期日	年 月 日			
完 成 年 月 日	年 月 日	引 渡 年 月 日	年 月 日		

保証証書（証券）受領書

上記の保証証書（証券）を受領しました。

年 月 日

（請負業者）

住所

商号又は名称

代表者氏名 印